

令和 2 年度

健全化判断比率及び
資金不足比率報告書

福岡市

この印刷物は板紙にリサイクル可能

報告第 43 号

健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 2 年度健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査意見を付けて報告する。

令和 3 年 9 月 3 日

福岡市長 高島 宗一郎

令和2年度健全化判断比率報告書

(単位: %)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
比率	—	—	9.7	107.1
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	400.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

令和2年度資金不足比率報告書

(単位: %)

会計名	比率	経営健全化基準
福岡市モーターボート競走事業会計	—	
福岡市下水道事業会計	—	
福岡市水道事業会計	—	
福岡市工業用水道事業会計	—	
福岡市高速鉄道事業会計	—	20.0
福岡市集落排水事業特別会計	—	
福岡市中央卸売市場特別会計	—	
福岡市港湾整備事業特別会計	—	
福岡市営渡船事業特別会計	—	

令和2年度

健全化判断比率
及び資金不足比率
審査意見書

福岡市監査委員

監事第84-001号

令和3年8月20日

福岡市長 高島宗一郎様

福岡市監査委員 大原 弥寿男
同 尾花 康広
同 水町 博之
同 本野 正紀

令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見に
ついて

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定
により審査に付された令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定
の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出する。

目 次

第 1 審査の種類	1
第 2 審査の対象	1
第 3 審査の実施内容・着眼点	1
第 4 審査の期間	1
第 5 審査の結果	1
1 意見	1
2 健全化判断比率の状況	3
(1) 実質赤字比率について	5
(2) 連結実質赤字比率について	6
(3) 実質公債費比率について	8
(4) 将来負担比率について	10
ア 将来負担比率の状況	10
イ 将来負担額	11
ウ 充當可能財源等	11
3 資金不足比率の状況	15
[参考] 算定の基礎となる事項を記載した書類	21

凡 例

- 1 文中に用いる金額は千円単位で表示している。
- 2 文中に用いる比率（%）は、国の算定基準に基づいている。
- 3 各表中の符号の用法は次のとおりである。
 - 「－」 皆無又は該当数値なし
 - 「0」 該当数値はあるが、単位未満のもの
- 4 各表中、負の値となるものは値の前に「△」を付している。
- 5 用語の定義等は特段の定めがある場合を除き、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の定めるところによる。

令和2年度 健全化判断比率及び資金不足額比率審査意見

第1 審査の種類

福岡市監査基準第3条第1項第7号の規定に基づく健全化判断比率等審査

第2 審査の対象

令和2年度健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の実施内容・着眼点

各比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係部局より提出された証書類との照合点検並びに所要の事情聴取等を行い、計数の正確性について審査した。

第4 審査の期間

令和3年6月2日から同年8月10日まで

第5 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、上記方法により審査した結果、いずれも法令等に準拠して作成され、その結果は、適正であると認められた。

意見及び各比率の状況は、次のとおりである。

1 意見

令和2年度決算に基づく実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、前年度と同様に黒字のため、各比率は発生していない。

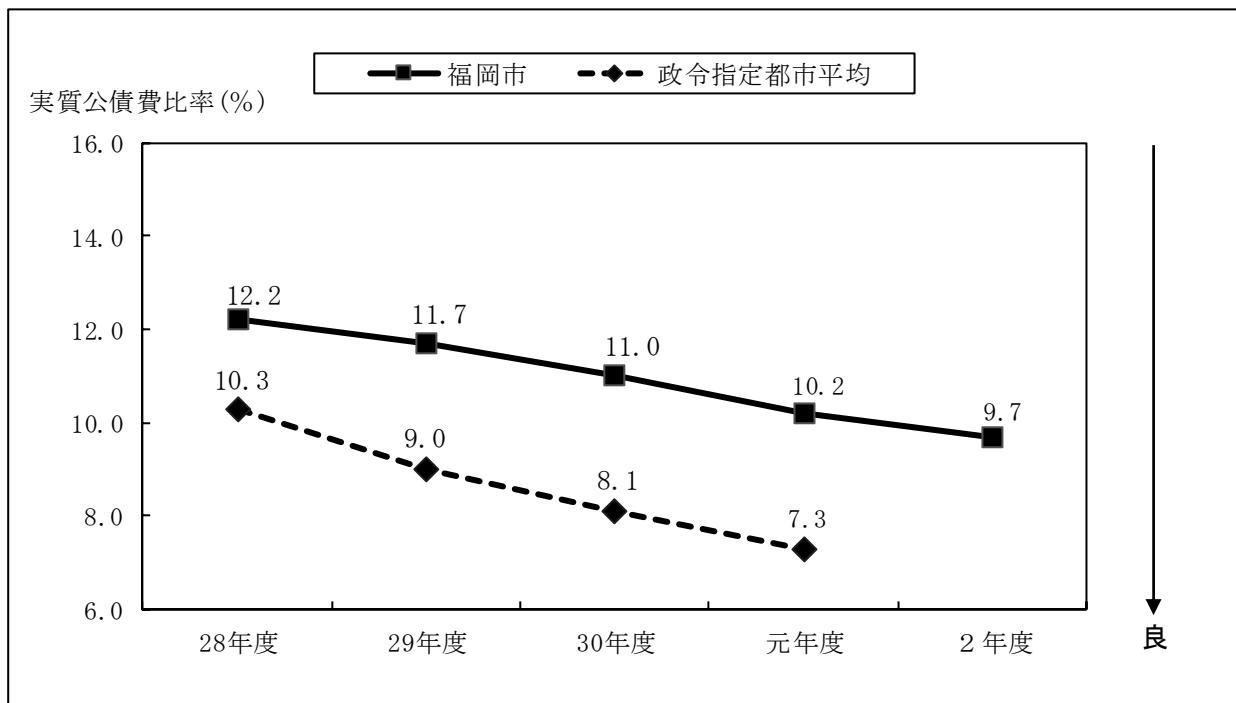
実質公債費比率及び将来負担比率については、実質公債費比率は9.7%で、前年度と比較して0.5ポイント改善し、将来負担比率は107.1%で、前年度と比較して5.2ポイント改善している。両比率とも早期健全化基準を下回っており、市債残高の減少等に伴い年々改善しているが、他の政令指定都市と比較すると依然として高い水準にあり、引き続き改善を図っていく必要がある。両比率の5か年の推移は、次頁のグラフのとおりである。

また、資金不足比率については、すべての公営企業会計において資金不足は生じていないため、比率は発生していない。

本市の財政状況は、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により市税収入が大幅に減少する見込みであり、その後も財政の自主性や弾力性を高める一般財源の大幅な伸びは期待できず、一方、社会保障関係費の増加や、公共施設等の改修・修繕等に係る財政需要の増大が見込まれており、当面厳しい状況が続くことが想定される。

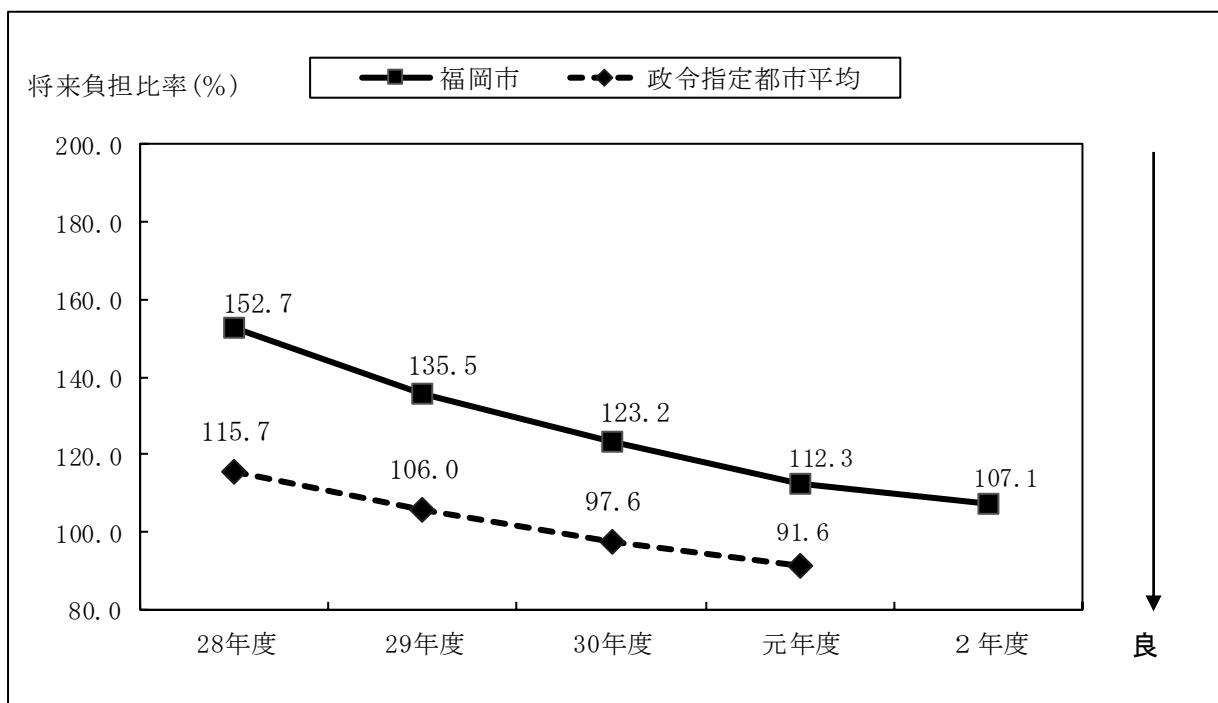
このような状況を踏まえ、今後とも「財政運営プラン」に基づき、財源の確保や既存事業の見直し、市債発行の抑制等による市債残高の着実な縮減などにより、財政規律を維持し、財政健全化に一層努められたい。

実質公債費比率の推移（5か年）



※ 令和元年度決算における実質公債費比率の政令指定都市(20都市)平均は7.3%で、本市は良い方から15番目である。

将来負担比率の推移（5か年）



※ 令和元年度決算における将来負担比率の政令指定都市(20都市)平均は91.6%で、本市は良い方から12番目である。

2 健全化判断比率の状況

(解説)

健全化判断比率とは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて算定される実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称である。

地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

健全化判断比率の実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字のため発生していない。また、実質公債費比率は9.7%、将来負担比率は107.1%となっており、いずれも早期健全化基準を下回っている。

当年度の健全化判断比率の状況は、次表のとおりである。

(単位：%)

区分		実質赤字率	連結実質赤字率	実質公債費率	将来負担率
比 率	2年度	—	—	9.7	107.1
	元年度	—	—	10.2	112.3
	対前年度増減	—	—	△ 0.5	△ 5.2
早期健全化基準		11.25	16.25	25.0	400.0
財政再生基準		20.0	30.0	35.0	

(注) 比率が発生していないものについては、「—」で表示している。

各指標の適用範囲は、次表のとおりである。

本市会計等に係る各指標の適用範囲

健全化法	福岡市の会計等区分	各指標の適用範囲
一般会計等	<ul style="list-style-type: none"> ○一般会計 ○母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 ○伊都土地区画整理事業特別会計 ○香椎駅周辺土地区画整理事業特別会計 ○公共用地先行取得事業特別会計 ○市立病院機構病院事業債管理特別会計 ○市債管理特別会計 	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	<ul style="list-style-type: none"> ○後期高齢者医療特別会計 ○国民健康保険事業特別会計 ○介護保険事業特別会計 ○駐車場特別会計 	
公営企業会計	<p style="text-align: center;">【法適用企業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○モーターボート競走事業会計 ○下水道事業会計 ○水道事業会計 ○工業用水道事業会計 ○高速鉄道事業会計 <p style="text-align: center;">【法非適用企業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集落排水事業特別会計 ○中央卸売市場特別会計 ○港湾整備事業特別会計 ○市営渡船事業特別会計 	
一部事務組合 ・広域連合	<ul style="list-style-type: none"> ○福岡地区水道企業団 ○北筑昇華苑組合 ○福岡都市圏南部環境事業組合 ○福岡県自治振興組合 ○福岡都市圏広域行政事業組合 ○粕屋郡粕屋町外1市水利組合 ○福岡県後期高齢者医療広域連合 ○糟屋郡篠栗町外1市五町財産組合 	
地方独立行政法人 ・地方三公社 ・第三セクター等	<ul style="list-style-type: none"> ○福岡北九州高速道路公社 ○福岡市土地開発公社 ○福岡市立病院機構 ○福岡市施設整備公社 ○福岡コンベンションセンター ○福岡県信用保証協会 ○福岡市教育振興会 	

(注) 1 資金不足比率については、公営企業会計ごとに算定。

2 法適用企業とは、地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業をいう。

法非適用企業とは、地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のものをいう。

3 財産区特別会計は、上記指標の対象外。

(1) 実質赤字比率について

(解説)

実質赤字比率とは、当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模(地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すものであり、普通交付税の算定を行う際に算出される。)に対する比率であり、地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

$$(算定式) \quad \text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字額
- ・実質赤字額＝繰上充用額+(支払繰延額+事業繰越額)

当年度の一般会計等における実質収支額は黒字のため、実質赤字比率は発生していない。

当年度の実質赤字比率の状況は、次表のとおりである。

(単位:千円)

会 計 名		実 質 収 支 額		
		2年度	元年度	対前年度増減
一 般 会 計 等	一 般 会 計	8,631,878	9,343,565	△ 711,687
	母子父子寡婦福祉資金 貸付事業特別会計	-	-	-
	伊都土地区画整理 事業特別会計	-	-	-
	香椎駅周辺土地区画整理 事業特別会計	-	-	-
	公共用地先行取得 事業特別会計	-	-	-
	市立病院機構 病院事業債管理特別会計	-	-	-
	市債管理特別会計	-	-	-
合 计		8,631,878	9,343,565	△ 711,687
標準財政規模		427,491,897	421,511,166	5,980,731
実 質 赤 字 比 率(%)		-	-	-

(2) 連結実質赤字比率について

(解説)

連結実質赤字比率とは、公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率であり、すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

$$(算定式) \quad \text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剩余额を生じた会計の資金不足額・剩余额の合計額

当年度の一般会計等における実質収支額、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の実質収支額及び公営企業会計における資金不足額・剩余额の合計は黒字のため、連結実質赤字比率は発生していない。

当年度の連結実質赤字比率の状況は、次表のとおりである。

(単位：千円)

会 計 名		実質収支額		
		2年度	元年度	対前年度増減
一般会計等	一般会計	8,631,878	9,343,565	△ 711,687
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	-	-	-
	伊都土地区画整理事業特別会計	-	-	-
	香椎駅周辺土地区画整理事業特別会計	-	-	-
	公共用地先行取得事業特別会計	-	-	-
	市立病院機構病院事業債管理特別会計	-	-	-
	市債管理特別会計	-	-	-
小 計 (A)		8,631,878	9,343,565	△ 711,687
計会業の外一 計にうの般 以係ち特会 外る公別計 の特営会等 会別企計以	後期高齢者医療特別会計	79,638	99,253	△ 19,615
	国民健康保険事業特別会計	3,654,697	2,356,348	1,298,349
	介護保険事業特別会計	1,505,355	489,829	1,015,526
	駐車場特別会計	-	-	-
小 計 (B)		5,239,690	2,945,430	2,294,260
公 営 企 業 会 計 名		資金不足額・剩余額		
		2年度	元年度	対前年度増減
法適用企業	事宅業地以造外成	モーター・ボート競走事業会計	12,342,456	10,884,112
		下水道事業会計	15,911,950	15,885,436
		水道事業会計	11,588,733	9,218,279
		工業用水道事業会計	445,752	355,664
		高速鉄道事業会計	-	-
法非適用企業	事宅業地以造外成	集落排水事業特別会計	-	-
		中央卸売市場特別会計	-	-
		市営渡船事業特別会計	-	-
	成宅事地業造	港湾整備事業特別会計	-	-
小 計 (C)		40,288,891	36,343,491	3,945,400
合 計 (A+B+C)		54,160,459	48,632,486	5,527,973
標準財政規模		427,491,897	421,511,166	5,980,731
連結実質赤字比率(%)		-	-	-

(注) 1 一般会計等とは、地方公共団体が設置する会計のうち、一般会計と次の2と3のいずれにも属さない特別会計をいう。

2 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計とは、事業の実施に伴う収入をもって当該事業に要する費用を賄うべき事業(地方公営企業法を適用していない事業に限る。)に係る特別会計をいう。

3 公営企業会計とは、法適用企業(地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業)に係る特別会計及び法非適用企業(地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの)に係る特別会計をいう。

(3) 実質公債費比率について

(解説)

実質公債費比率とは、当該地方公共団体の地方債の元利償還金及び準元利償還金に要する一般財源の合計額が、標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、直近3か年の平均値を用いる。

$$(算定式) \quad \text{実質公債費比率} = \frac{(A + B) - (C + D)}{E - D}$$

- | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| A : 地方債の元利償還金(繰上償還等を除く。) | ① |
| B : 地方債の元利償還金に準ずるもの(準元利償還金) | ②+③+④+⑤+⑥+⑦ |
| C : 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源 | ⑧ |
| D : 地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(算入公債費の額)及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(算入準公債費の額) | ⑨+⑩+⑪ |
| E : 標準的な規模の収入の額(標準財政規模) | ⑫+⑬+⑭ |

当年度の実質公債費比率(3か年平均)は、9.7%となっており、早期健全化基準25.0%を下回っている。

(単位：%)

区分	実質公債費比率 (单年度)	実質公債費比率 (3か年平均)		
		9.7	10.2	11.0
2年度	9.17780			
元年度	9.58309			
30年度	10.48982			
29年度	10.59220			
28年度	12.13478			

(単位：千円)

区分	2年度	元年度	30年度
①元利償還金の額(繰上償還額等を除く。)	57,519,214	60,634,755	54,736,722
小計 (A) =①	57,519,214	60,634,755	54,736,722
②積立不足額を考慮して算定した額	299,314	605,799	2,260,625
③満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)	41,894,872	41,165,101	41,622,271
④公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	22,987,320	23,628,661	25,284,368
⑤一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	361,940	348,151	202,871
⑥公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	4,171,905	4,202,378	4,049,769
⑦一時借入金の利子	9,118	2,528	8,130
小計 (B) =②+③+④+⑤+⑥+⑦	69,724,469	69,952,618	73,428,034
⑧特定財源の額	34,211,098	35,026,628	29,278,394
小計 (C) =⑧	34,211,098	35,026,628	29,278,394
⑨事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	21,042,462	22,641,600	23,521,975
⑩災害復旧費等に係る基準財政需要額	36,921,142	37,008,656	36,437,689
⑪密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金(ただし、④～⑦に係るものは、地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)	1,271,083	1,363,737	1,405,383
小計 (D) =⑨+⑩+⑪	59,234,687	61,013,993	61,365,047
⑫標準税収入額等	366,059,872	356,409,001	346,062,531
⑬普通交付税額	32,214,136	33,961,281	33,357,371
⑭臨時財政対策債発行可能額	29,217,889	31,140,884	39,637,688
小計 (E) =⑫+⑬+⑭	427,491,897	421,511,166	419,057,590
分子 (A+B) - (C+D)	33,797,898	34,546,752	37,521,315
分母 (E) - (D)	368,257,210	360,497,173	357,692,543

(4) 将来負担比率について

ア 将来負担比率の状況

(解説)

将来負担比率とは、地方債残高に加え、地方公社に対する債務保証や第三セクター等に対する損失補償等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である。

$$\text{将来負担比率} = \frac{A - B}{C - D}$$

A : 将来負担額 (A)

B : 充當可能財源等 (B)

C : 標準財政規模 (427,491,897千円)

D : 算入公債費等の額 (59,234,687千円)

当年度の将来負担比率は、107.1%となっており、早期健全化基準400.0%を下回っている。

(単位 : %)

2年度	元年度	対前年度増減
107.1	112.3	△ 5.2

イ 将来負担額 (内訳は12~14ページ)

(単位：千円)

区分	金額		
	2年度	元年度	対前年度増減
地方債の現在高	1,400,373,258	1,408,879,494	△ 8,506,236
債務負担行為に基づく支出予定額	29,128,821	26,964,326	2,164,495
公営企業債等繰入見込額	256,858,212	269,492,981	△ 12,634,769
組合負担等見込額	3,162,176	3,458,442	△ 296,266
退職手当負担見込額	90,695,899	91,930,706	△ 1,234,807
設立法人の負債額等負担見込額	19,326,113	15,476,476	3,849,637
地方道路公社	-	-	-
土地開発公社	-	-	-
地方独立行政法人	-	-	-
第三セクター等	19,326,113	15,476,476	3,849,637
連結実質赤字額	-	-	-
組合連結実質赤字額負担見込額	-	-	-
計(A)	1,799,544,479	1,816,202,425	△ 16,657,946

ウ 充當可能財源等

(単位：千円)

区分	金額		
	2年度	元年度	対前年度増減
充當可能基金	295,510,578	282,212,070	13,298,508
充當可能特定歳入	266,110,324	283,457,607	△ 17,347,283
うち都市計画税	205,591,835	197,472,929	8,118,906
基準財政需要額算入見込額	843,487,774	845,401,556	△ 1,913,782
計(B)	1,405,108,676	1,411,071,233	△ 5,962,557

《 将来負担額の内訳 》

(ア) 地方債の現在高

(単位：千円)

区分	2年度	元年度	対前年度増減
一般会計	1,360,873,931	1,364,472,772	△ 3,598,841
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	4,802,384	4,989,133	△ 186,749
伊都土地区画整理事業特別会計	7,399,345	10,648,901	△ 3,249,556
香椎駅周辺土地区画整理事業特別会計	14,477,852	14,959,767	△ 481,915
公共用地先行取得事業特別会計	137,714	275,428	△ 137,714
市立病院機構病院事業債管理特別会計	12,682,032	13,533,493	△ 851,461
合計	1,400,373,258	1,408,879,494	△ 8,506,236

(イ) 債務負担行為に基づく支出予定額

(単位：千円)

区分	2年度	元年度	対前年度増減
葬祭場再整備事業に伴う 葬祭場用建物等の取得	1,265,132	1,545,812	△ 280,680
香椎副都心土地区画整理事業	1,544,227	1,850,043	△ 305,816
学校給食センター整備運営事業 (第 1 センター)	1,438,654	1,605,981	△ 167,327
福岡市立東部地域小学校 空調整備 P F I 事業	175,705	199,362	△ 23,657
福岡市立西部地域小学校 空調整備 P F I 事業	178,918	202,961	△ 24,043
学校給食センター整備運営事業 (第 2 センター)	2,322,879	2,548,926	△ 226,047
福岡市立東部地域中学校 空調整備 P F I 事業	112,657	126,295	△ 13,638
福岡市立西部地域中学校 空調整備 P F I 事業	135,953	152,337	△ 16,384
科学館整備運営事業	3,210,751	3,479,592	△ 268,841
総合体育館整備運営事業	8,390,309	9,004,629	△ 614,320
美術館リニューアル事業	4,210,572	4,516,877	△ 306,305
学校給食センター整備運営事業 (第 3 センター)	4,002,231	—	4,002,231
第2期展示場立体駐車場整備事業	2,140,833	—	2,140,833
福岡市土地開発公社が 先行取得した土地の取得	—	1,072,304	△ 1,072,304
一般廃棄物中間処理委託(新東部工場)	—	659,207	△ 659,207
合計	29,128,821	26,964,326	2,164,495

(イ) 公営企業債等繰入見込額

(単位：千円)

区分	2年度	元年度	対前年度増減
モーター ボート競走事業会計	—	—	—
下水道事業会計	182,770,932	182,832,674	△ 61,742
水道事業会計	1,485,563	1,393,164	92,399
工業用水道事業会計	—	—	—
高速鉄道事業会計	60,322,862	72,229,195	△ 11,906,333
集落排水事業特別会計	1,385,569	1,585,599	△ 200,030
中央卸売市場特別会計	10,191,085	10,769,956	△ 578,871
港湾整備事業特別会計	—	—	—
市営渡船事業特別会計	702,201	676,569	25,632
介護保険事業特別会計	—	—	—
駐車場特別会計	—	5,824	△ 5,824
合計	256,858,212	269,492,981	△ 12,634,769

(ロ) 組合負担等見込額

(単位：千円)

区分	2年度	元年度	対前年度増減
福岡地区水道企業団	—	—	—
北筑昇華苑組合	2,431	6,452	△ 4,021
福岡都市圏南部環境事業組合	3,159,745	3,451,990	△ 292,245
合計	3,162,176	3,458,442	△ 296,266

(ハ) 退職手当負担見込額

(単位：千円)

区分	2年度	元年度	対前年度増減
退職手当負担見込額	90,695,899	91,930,706	△ 1,234,807

(カ) 設立法人の負債額等負担見込額

(単位：千円)

区分	2年度	元年度	対前年度増減
福岡北九州高速道路公社	-	-	-
福岡市土地開発公社	-	-	-
福岡市立病院機構	-	-	-
福岡市施設整備公社	10,538,451	11,883,943	△ 1,345,492
福岡コンベンションセンター	989,334	1,527,404	△ 538,070
福岡市水産加工公社	-	-	-
福岡県信用保証協会	7,244,263	1,489,938	5,754,325
福岡市教育振興会	554,065	575,191	△ 21,126
合計	19,326,113	15,476,476	3,849,637

3 資金不足比率の状況

(解説)

資金不足比率とは、当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の、事業の規模に対する比率であり、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して算定し、経営状態の悪化の度合いを示す指標である。

$$(算定式) \quad \text{資金の不足額} \\ \text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産）- 解消可能資金不足額

・資金の不足額（法非適用企業）＝（繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高）- 解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

当年度は、すべての公営企業会計において資金不足は生じていないため、資金不足比率は発生していない。

なお、高速鉄道事業会計においては、流動負債が流動資産を超過しているが、法令の規定により解消可能資金不足額を算入することで、資金不足は生じていない。

当年度の公営企業会計における資金不足比率は、次表のとおりである。

(単位：%)

会計名	比率			経営健全化基準
	2年度	元年度	対前年度増減	
モーターポート競走事業会計	-	-	-	
下水道事業会計	-	-	-	
水道事業会計	-	-	-	
工業用水道事業会計	-	-	-	
高速鉄道事業会計	-	-	-	
集落排水事業特別会計	-	-	-	
中央卸売市場特別会計	-	-	-	
港湾整備事業特別会計	-	-	-	
市営渡船事業特別会計	-	-	-	

各公営企業会計の資金不足比率等の状況

(1) モーターボート競走事業会計（法適用）

(単位：千円)

区分	2年度	元年度	対前年度増減
流動負債(a) ※控除企業債等を除く	2,481,703	1,472,520	1,009,183
算入地方債現在高(b)	—	—	—
流動資産(c) ※控除財源を除く	14,824,159	12,356,632	2,467,527
資金不足額(A=a+b-c)	△ 12,342,456	△ 10,884,112	△ 1,458,344
事業規模(B)	62,477,219	51,493,037	10,984,182
資金不足比率(A/B × 100) (%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	／＼

当年度は、資金不足額(A)が△123億4,245万6千円となり、資金不足は生じていない。

(2) 下水道事業会計（法適用）

(単位：千円)

区分	2年度	元年度	対前年度増減
流動負債(a) ※控除企業債等を除く	14,391,261	15,063,614	△ 672,353
算入地方債現在高(b)	—	—	—
流動資産(c) ※控除財源を除く	30,303,211	30,949,050	△ 645,839
資金不足額(A=a+b-c)	△ 15,911,950	△ 15,885,436	△ 26,514
事業規模(B)	42,228,831	43,841,056	△ 1,612,225
資金不足比率(A/B × 100) (%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	／＼

当年度は、資金不足額(A)が△159億1,195万円となり、資金不足は生じていない。

(3) 水道事業会計（法適用）

(単位：千円)

区分	2年度	元年度	対前年度増減
流動負債(a) ※控除企業債等を除く	8,319,224	7,968,290	350,934
算入地方債現在高(b)	—	—	—
流動資産(c) ※控除財源を除く	19,907,957	17,186,569	2,721,388
資金不足額(A=a+b-c)	△ 11,588,733	△ 9,218,279	△ 2,370,454
事業規模(B)	30,738,489	32,114,233	△ 1,375,744
資金不足比率(A/B × 100) (%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	/

当年度は、資金不足額(A)が△115億8,873万3千円となり、資金不足は生じていない。

(4) 工業用水道事業会計（法適用）

(単位：千円)

区分	2年度	元年度	対前年度増減
流動負債(a) ※控除企業債等を除く	289,979	58,160	231,819
算入地方債現在高(b)	—	—	—
流動資産(c) ※控除財源を除く	735,731	413,824	321,907
資金不足額(A=a+b-c)	△ 445,752	△ 355,664	△ 90,088
事業規模(B)	216,009	228,910	△ 12,901
資金不足比率(A/B × 100) (%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	/

当年度は、資金不足額(A)が△4億4,575万2千円となり、資金不足は生じていない。

(5) 高速鉄道事業会計（法適用）

(単位：千円)

区分	2年度	元年度	対前年度増減
流動負債(a) ※控除企業債等を除く	13,487,358	16,503,398	△ 3,016,040
算入地方債現在高(b)	10,000,000	-	10,000,000
流動資産(c) ※控除財源を除く	9,580,216	12,211,768	△ 2,631,552
解消可能資金不足額(d)	21,886,432	44,782,490	△ 22,896,058
資金不足額(A=a+b-c-d) ※A<0のときA=0	0	0	0
事業規模(B)	20,409,044	31,102,884	△ 10,693,840
資金不足比率(A/B × 100) (%)	-	-	-
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	/

当年度は、解消可能資金不足額を算入した結果、資金不足は生じていない。

(6) 集落排水事業特別会計（法非適用）

(単位：千円)

区分	2年度	元年度	対前年度増減
歳出額(a)	450,654	620,787	△ 170,133
算入地方債現在高(b)	-	-	-
歳入額(c) ※翌年度に繰り越すべき財源を除く	450,654	620,787	△ 170,133
資金不足額(A=a+b-c)	0	0	0
事業規模(B)	37,580	36,527	1,053
資金不足比率(A/B × 100) (%)	-	-	-
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	/

当年度は、資金不足額(A)が0円となり、資金不足は生じていない。

(7) 中央卸売市場特別会計（法非適用）

(単位：千円)

区分	2年度	元年度	対前年度増減
歳出額(a)	5,714,773	6,991,736	△ 1,276,963
算入地方債現在高(b)	—	—	—
歳入額(c) ※翌年度に繰り越すべき財源を除く	5,714,773	6,991,736	△ 1,276,963
資金不足額(A=a+b-c)	0	0	0
事業規模(B)	2,222,774	2,213,422	9,352
資金不足比率(A/B × 100) (%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	/

当年度は、資金不足額(A)が0円となり、資金不足は生じていない。

(8) 港湾整備事業特別会計（法非適用）

(単位：千円)

区分	2年度	元年度	対前年度増減
歳出額(a)	16,546,189	24,871,485	△ 8,325,296
算入地方債現在高(b)	—	—	—
歳入額(c) ※翌年度に繰り越すべき財源を除く	16,549,627	24,877,334	△ 8,327,707
土地収入見込額(d)	1,343,278	1,382,880	△ 39,602
地方債残高(e)	63,136,000	63,254,000	△ 118,000
資金不足額(A=a+b-c-d) ※A<0のとき資金剩余额(A')を算定する 資金剩余额(A' = a+b-c-d+e) ※A' > 0のときA'=0	0	0	0
事業規模(B)	3,242,868	8,246,300	△ 5,003,432
資金不足比率(A/B × 100) (%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	/

宅地造成事業を行う特別会計については、法令の規定により資金不足額の算定法と資金剩余额の算定法がそれぞれ定められており、当年度は、資金不足は生じていない。

(9) 市営渡船事業特別会計（法非適用）

(単位：千円)

区分	2年度	元年度	対前年度増減
歳出額(a)	1,206,479	1,224,856	△ 18,377
算入地方債現在高(b)	—	—	—
歳入額(c) ※翌年度に繰り越すべき財源を除く	1,206,479	1,224,856	△ 18,377
資金不足額(A=a+b-c)	0	0	0
事業規模(B)	271,870	380,793	△ 108,923
資金不足比率(A／B × 100) (%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	/

当年度は、資金不足額(A)が0円となり、資金不足は生じていない。

[参考] 算定の基礎となる事項を記載した書類

算定の基礎となる事項を記載した主な書類は、次のとおりである。

- ・ 福岡市歳入歳出決算書
- ・ 福岡市歳入歳出決算事項別明細書
- ・ 福岡市実質収支に関する調書
- ・ 福岡市財産に関する調書
- ・ 福岡市基金の運用状況に関する調書
- ・ 福岡市公営企業各会計の決算書及び事業報告書等付属書類
- ・ 地方交付税算定台帳
- ・ 公債台帳
- ・ 地方財政状況調査表